

無償化（利用料給付）の手続きについて

○認定区分

区分※1	月額上限額※2	要件（すべてを満たすこと）
2号	37,000円	・3～5歳児クラスのお子さん ・保護者の就労等により児童を保育する必要性あり
3号	42,000円	・0～2歳児クラスのお子さん（出生から3歳になって最初の3月31日まで） ・保護者の就労等により児童を保育する必要性あり ・住民税が非課税の世帯

※1 認定区分が【施設等利用給付認定・3歳以上保育】の場合は2号です。

【施設等利用給付認定・3歳未満保育】の場合は3号です。

※2 月途中の認定や認定取り消しの場合は日割りの金額になります。

○対象施設（行田市内）

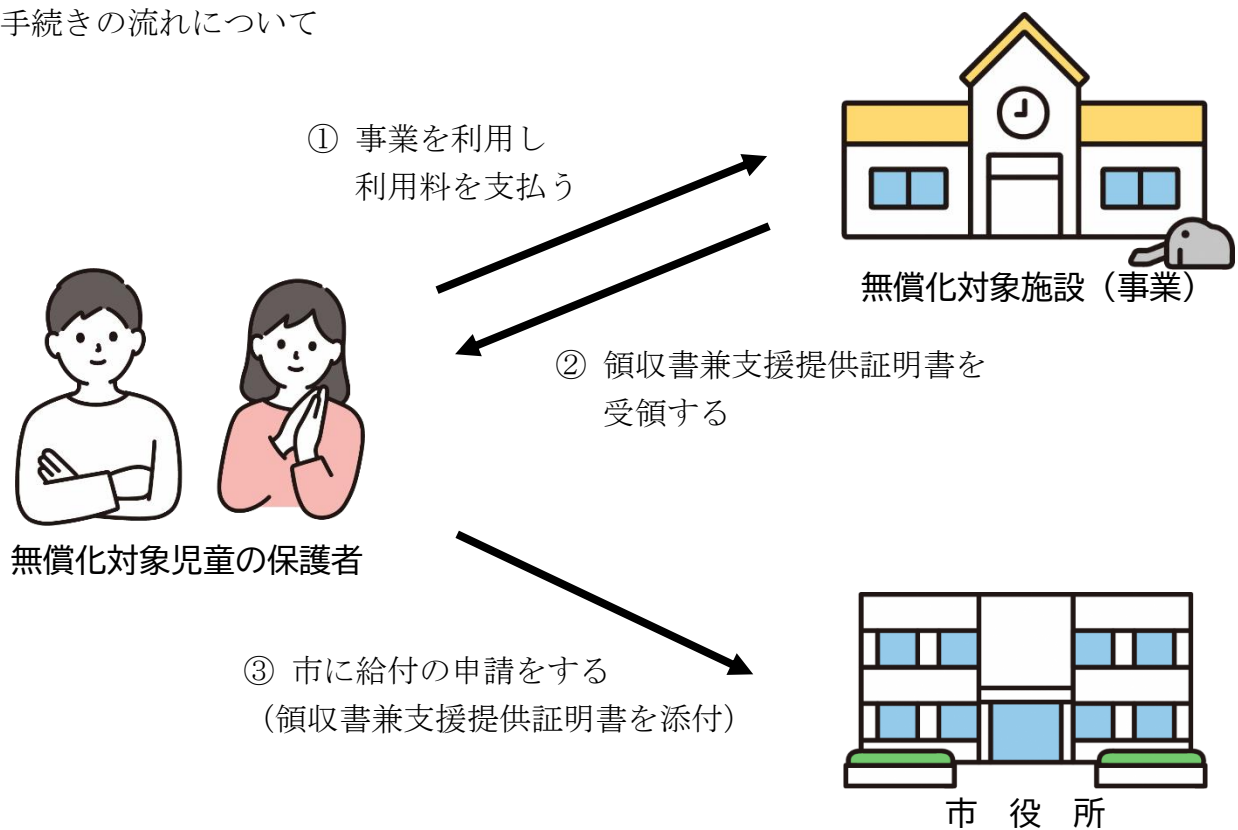
事業種別	対象施設（所在地）
認可外保育施設	保育所はっぴータイム（壱里山町28-7）
一時預かり事業	太井保育園（棚田町1-58-10） 和光保育園（佐間3-20-3） あゆみ保育園（棚田町1-50-1）
病児・病後児保育事業	病児保育所げんきキッズ（小見1401-1）
ファミリー・サポート・センター事業 （預かりのみ）	行田市社会福祉協議会（酒巻1737-1）
認可外保育施設（事業所内） ※事業所内保育施設のため、従業員の お子さんのみ利用可能となります。	ひよこ保育園 ぱれっと保育園ハッピーキッズ かぞヤクルト販売(株)行田保育ルーム 行田中央総合病院託児所たんぼぼ

※行田市外の施設でも、事業所が存在する市町村において無償化対象施設として確認を受けていれば対象となります。

※保育料とは別に徴収される食事・おやつ代等の食材料費、教材費、行事参加費、交通費等は無償化の対象外です。

裏面に続きます

○手続きの流れについて



- ① 利用した施設（事業）の利用料を支払ってください。
- ② 施設（事業）から、領収書兼支援提供証明書（ファミサポ事業においては、援助活動報告書）を受領してください。
- ③ 市に施設等利用請求書（施設から受領した証明書等をまとめて添付）を提出して、給付の申請をしてください。後日、市から指定の口座へ振り込みます。

※保育所はっぴータイム利用の保護者様については、初回請求時のみ請求書を市へ提出してください。2回目以降の請求書については、直接保育所はっぴータイムへ提出となります。

【注意事項】

- ・利用翌月15日までに市役所へ申請してください。
- ・請求には領収書等が必要になりますので、紛失しないようにしてください。

【問合せ先】 行田市子ども未来課子ども・子育て担当

電話 048-556-1111 内線 257・263